

令和5年度

【No.15-2】指定障害福祉サービス事業者等指導調書

○指定共同生活援助

【外部サービス利用型】

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業者の名称			
事業所番号	46		
指導年月日	令和	年	月 日
指導調書作成担当者			
立 会 者 (事業所側)	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	
連 絡 先 等	電話		
	FAX		
	Eメール アドレス		
	HP アドレス		
指 導 監 査 課	職名	氏名	
	職名	氏名	
	職名	氏名	

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ A4サイズで印刷してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市はホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてくだ
さい。

＜過去4年の出席状況＞

令和	年度・・・	(出席	・ 欠席)
令和	年度・・・	(出席	・ 欠席)
令和	年度・・・	(出席	・ 欠席)
令和	年度・・・	(出席	・ 欠席)

➤ 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制
度改正内容、障害者虐待事案及び実地指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等
について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、
次回集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I 実地指導当日準備する必要書類	1
II 主眼事項及び着眼点（外部サービス利用型指定共同生活援助）	
第1 基本方針	2
第2 人員に関する基準	
1 指定共同生活援助事業所の従業者の員数	3
第3 設備に関する基準	4
第4 運営に関する基準	
1 内容及び手続の説明及び同意	6
2 提供拒否の禁止	6
3 受託居宅介護サービスの提供	7
4 連絡調整に対する協力	7
5 受給資格の確認	7
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	7
7 心身の状況等の把握	8
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	8
9 サービスの提供の記録	8
10 入退居	9
11 入退居の記録の記載等	9
12 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	9
13 利用者負担額等の受領	10
14 利用者負担額に係る管理	11
15 介護給付費の額に係る通知等	11
16 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	12
17 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	12
18 サービス管理責任者の責務	14
19 相談及び援助	14
20 介護及び家事等	14
21 社会生活上の便宜の供与等	15
22 緊急時等の対応	15
23 支給決定障害者に関する市への通知	15
24 管理者の責務	15
25 運営規程	16
26 受託居宅介護サービス事業者への委託	17
27 勤務体制の確保等	18
28 業務継続計画の策定等	20
29 支援体制の確保	22
30 定員の遵守	22
31 非常災害対策	22
32 衛生管理等	23
33 協力医療機関等	25
34 掲示	25
35 身体拘束の禁止	26
36 秘密保持等	27
37 情報の提供等	28
38 利益供与等の禁止	28
39 苦情解決	28
40 事故発生時の対応	29
41 虐待の防止	30
42 会計の区分	31
43 地域との連携等	31
44 記録の整備	31

(経過措置)

地域移行型ホーム	32
第5 変更の届出等	33
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
1 基本事項・外部サービス利用型共同生活援助サービス費	34
減算が行われる場合	36
1の3 受託居宅介護サービス費	37
1の4 福祉専門職員配置等加算	37
1の4の2 視覚聴覚言語障害者支援体制加算	38
1の4の3 看護職員配置加算	38
1の5 夜間支援体制加算	39
1の7 医療的ケア対応支援加算	40
1の8 日中支援加算	41
2 自立生活支援加算	41
3 入院時支援特別加算	42
3の2 長期入院時支援特別加算	43
4 帰宅時支援加算	43
5 長期帰宅時支援加算	44
6 地域生活移行個別支援特別加算	45
6の2 精神障害者地域移行特別加算	45
7 医療連携体制加算	46
8 通勤者生活支援加算	48
9 福祉・介護職員処遇改善加算	48
10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	49
11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	49

(参考)

主な根拠法令等	50
---------	----

実地指導当日準備する必要書類

1	指定申請書類(控)	有・無
2	組織図	有・無
3	勤務表, 出勤簿	有・無
4	登録証, 免許証	有・無
5	平面図	有・無
6	運営規程	有・無
7	契約書, 重要事項説明書	有・無
8	利用料金等の説明文書, パンフレットなど	有・無
9	受給者証(写)	有・無
10	看護・介護記録, 共同生活援助計画等	有・無
11	辞令又は雇用契約書	有・無
12	前年度利用者数分かる資料	有・無
13	職員の研修の記録	有・無
14	業務継続計画	有・無
15	消防計画	有・無
16	衛生管理等に関する記録	有・無
17	秘密保持に関する就業時の取り決め(雇用契約書, 誓約書など)	有・無
18	秘密保持に関する利用者の同意書	有・無
19	苦情解決に関する記録	有・無
20	事故に関する記録	有・無
21	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
22	損害賠償保険証書	有・無
23	変更届(控)	有・無
24	金銭台帳の類	有・無
25	介護給付費又は訓練等給付費請求書(控)	有・無
26	介護給付費又は訓練等給付費明細書(控)	有・無
27	サービス提供実績記録票(控)	有・無
28	サービス提供証明書(控)	有・無
29	領収証(請求書)(控)	有・無
<p>注1 実地指導対象期間は, 令和4年4月1日から実地指導当日までですので, その期間に対応した上記書類を準備してください。</p> <p>注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 1 基本方針	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。	いる・いない
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。	いる・いない
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	いる・いない
	(4) 法第 36 条第 3 項第 1 号の申請者は、法人としているか。	いる・いない
	【外部サービス包括型】	(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。

チェックポイント	関係書類	根拠法令
		法第 43 条 平 24 条例 52 第 3 条第 1 項
	○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録 ○研修計画、研修実施記録 ○虐待防止関係書類 ○責任者を設置していることが分かる書類	24 条例 52 第 3 条第 2 項 平 24 条例 52 第 3 条第 3 項
		平 24 条例 52 第 3 条第 4 項
	○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録	平 26 条例 7 第 200 条の 13

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	
(1) 世話人	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	いる・いない
(2) サービス管理責任者	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が30以下 1以上 ② 利用者の数が31以上 1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	いる・いない
(3) 利用者数の算定	(1)及び(2)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	いる・いない
(4) 職務の専従	(1)及び(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○世話人の要件 世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者	○勤務実績表 ○出勤簿(タイムカード) ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	平 26 条例 7 第 200 条の 14 第 1 項第 1 号
○世話人は、事業所ごとに、 <u>利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するもの</u> とし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯におけるサービスの提供に必要な員数を確保するものとする。		
○外部サービス利用型指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人の職務と兼務して差し支えない。 (ただし、当該事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。)		平 26 条例 7 第 200 条の 14 第 1 項第 2 号
○「前年度の平均値」とは、当該年度の前年度(毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げる。	○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)	平 26 条例 7 第 200 条の 14 第 2 項
	○従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)	平 26 条例 7 第 200 条の 14 第 3 項

主 眼 事 項	着 眼 点	
(5) 管理者	<p>① 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>② 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
第3 設備に関する基準 設備	<p>① 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下、「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようになっているか。</p> <p>②-1 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居(以下同じ。))を除く。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない 非該当</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、以下の場合であって、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ア 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理業務に支障がないと認められる場合</p> <p>○共同生活住居 共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。 ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。 なお、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなど配慮されたい。 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>○事業所の単位 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居(サテライト型住居を除く。)を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上でなければならないものとする。 なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。</p>	<p>○管理者の雇用形態が分かる書類 ○勤務実績表 ○出勤簿(タイムカード) ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類(資格証、研修終了証等)</p> <p>○平面図</p> <p>○平面図</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 15 準用 平 24 条例 52 第 196 条第 1 項</p> <p>平 26 条例 7 第 200 条の 15 準用 平 24 条例 52 第 196 条第 2 項</p> <p>平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 1 項</p> <p>平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	
第3 設備に関する基準 設備	③ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。	いる・いない
	④-1 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下となっているか。 ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。	いる・いない いる・いない 非該当
	⑤ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）としているか。	いる・いない 非該当
	⑥ 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	いる・いない
	⑦ ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	いる・いない
	⑧ ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 ア 1の居室の定員は、1人とする事。 ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人とする事ができる。 イ 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とすること。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○共同生活住居の配置、構造及び設備 例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。	○平面図 ○設備・備品等一覧表	平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 3 項
○サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けるものとする事。 なお、当該通信機器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されている必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。	○平面図	平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 4 項
	○平面図	平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 5 項
○「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるほか、ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。	○平面図 ○設備・備品等一覧表	平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 6 項
○居室の定員について 居室の定員については、1人とする事。 ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。	○平面図	平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 7 項
○居室の面積は、7.43 平方メートル（和室であれば 4.5 畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする事。	○平面図	平 26 条例 7 第 200 条の 16 準用 平 24 条例 52 第 197 条第 8 項
○居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 3 設備に関する基準設備	<p>⑨ サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 入居定員を1人とすること。</p> <p>イ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</p> <p>ウ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(1) 平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行日(施行日)において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、第3の①の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者等は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第3の⑤及び⑥の規定にかかわらず、平成18年厚生労働省令第58号(旧指定基準)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。</p>	<p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p> <p>いる・いない 非該当</p>
第 4 運営に関する基準 1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) 事業者は、支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業所の名称、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
2 提供拒否の禁止	<p>事業者は、正当な理由がなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。</p> <p>なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。</p> <p>○サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。</p> <p>ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。</p> <p>なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。</p>	<p>○平面図</p> <p>○設備・備品等一覧表</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平26条例7 第200条の16準用 平24条例52 第197条第9項</p>
<p>○利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、以下の事項を記載した書面を交付すること。</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</p> <p>③ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</p> <p>⑤ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口</p>	<p>○重要事項説明書</p> <p>○利用契約書(利用者または家族の署名捺印)</p> <p>○その他利用者に交付した書面</p>	<p>平26条例7 第200条の17 第1項</p>
<p>○利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p>		<p>平26条例7 第200条の17 第2項</p>
<p>○提供を拒むことのできる正当な理由</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p> <p>④ 入院治療が必要な場合</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平26条例7 第200条の22準用 平24条例52 第11条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 受託居宅介護サービスの提供	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じていますか。	いる・いない
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。	いる・いない
4 連絡調整に対する協力	事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる・いない
5 受給資格の確認	事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	いる・いない
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 事業者は、共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 受託居宅介護サービスの提供</p> <p>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置 第1項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>➢ 「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</p> <p>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告 第2項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</p>	<p>○ 適宜必要と認める資料</p> <p>○ 適宜必要と認める資料</p> <p>○ 適宜必要と認める資料</p> <p>○ 受給者証の写し</p> <p>○ 適宜必要と認める資料</p> <p>○ 適宜必要と認める資料</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 18 第 1 項</p> <p>平 26 条例 7 第 200 条の 18 第 2 項</p> <p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 12 条</p> <p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 14 条</p> <p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 15 条第 1 項</p> <p>第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価
7 心身の状況等の把握	事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない
9 サービスの提供の記録	(1) 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○アセスメント記録 ○ケース記録	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 16 条
	○個別支援計画 ○ケース記録	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 17 条第 1 項 第 2 項
○サービス提供の記録 利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、その時点での外部サービス利用型指定共同生活援助の利用状況等を把握できるようにするため、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、後日一括して記録することも差し支えない。	○サービス提供の記録	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 54 条第 1 項 第 2 項
○利用者の確認 第 1 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
10 入退居	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
11 入退居の記録の記載等	<p>(1) 事業者は、入居又は退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市に対し報告しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
12 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 事業者が、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	<p>○個別支援計画</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○アセスメント記録</p> <p>○サービス担当者会議の記録</p> <p>○ケース記録</p> <p>○他サービスとの連携状況が分かる書類(ケース記録、サービス提供の記録等)</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 197 条の 2 第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 4 項</p>
	<p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 197 条の 3 第 1 項 第 2 項</p>
<p>○支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。</p> <p>① 外部サービス利用型指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 20 条第 1 項 第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
13 利用者負担額等の受領	(1) 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	いる・いない
	(3) 事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 食材料費 ② 家賃 ③ 光熱水費 ④ 日用品費 ⑤ ①から④のほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	いる・いない
	(4) 事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	いる・いない
	(5) 事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、サービス費用基準額（その額が現に当該共同生活援助に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該共同生活援助に要した費用の額）の支払を受けるものとする。	○請求書 ○領収書	平26条例7 第200条の22準用 平24条例52 第197条の4第1項
○「日常生活においても通常必要となるもの」に係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」の具体的な範囲 ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用 （例）一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば歯ブラシや化粧品等の個人用日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供されるもの。 ② 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用	○請求書 ○領収書	第2項 第3項
（例）事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるがものであり、全ての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用等）について、「その他日常生活費」として徴収することは認められない。	○重要事項説明書	第4項 第5項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
14 利用者負担額に係る管理	(1) 事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる・いない いる・いない
	(2) 事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。	いる・いない
15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 事業者は、法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認める資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 156 条の 2 第 1 項
	○適宜必要と認める資料	第 2 項
○事業者は、市町村から法定代理受領を行う外部サービス利用型指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知すること。	○通知の写し	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 23 条第 1 項
○サービス提供証明書の利用者への交付 事業者は、12 の (2) の規定による額の支払いを受けた場合には、提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他利用者が市に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へに交付しなければならない。	○サービス提供証明書の写し	第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
16 外部サービス利用型 指定共同生活援助の取 扱方針	(1) 事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、 利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応 じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用 型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならない ように配慮しているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対してサー ビスを提供する場合は、外部サービス利用型共同生活援助計画 に基づき、利用者が継続した外部サービス利用型指定共同生活 援助の利用に円滑に移行できるよう配慮し、他の利用者の処遇 に支障がないようにしているか。	いる・いない
	(3) 事業所の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の 提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に 対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を 行っているか。	いる・いない
	(4) 事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援 助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる・いない
17 外部サービス利用型 共同生活援助計画の作 成等	(1) 事業所の管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用 型指定共同生活援助に係る個別支援計画（外部サービス利用型 共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない
	(2) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計 画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、 その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状 況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（ア セスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことが できるように支援する上での適切な支援内容の検討をしている か。	いる・いない
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用 者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○適宜必要と認め る資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 197 条の 5 第 1 項
	○適宜必要と認め る資料	第 2 項
	○適宜必要と認め る資料	第 3 項
	○適宜必要と認め る資料	第 4 項
	○個別支援計画 ○サービス管理 責任者が個別支 援計画を作成し ていることが分 かる書類	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 59 条第 1 項 第 2 項
○ 外部サービス利用型共同生活援助計画には、利用者及びその家族 の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上 させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時 期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意 事項等を記載しているか。		
○ 外部サービス利用型共同生活援助計画は、利用者の能力、その置 かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者 の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生 活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討 に基づいて立案されているか。	○アセスメント及 びモニタリング を実施したこと が分かる記録 ○面接記録	第 3 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
17 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	いる・いない いる・いない
	(5) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	いる・いない
	(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	いる・いない
	(7) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。	いる・いない
	(8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。	いる・いない
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	いる・いない
	(10) 外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ サービス管理責任者の役割 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成し、以下の手順により外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援を実施するものである。 ア 利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案について意見を求めること イ 当該外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること ウ 利用者へ当該外部サービス利用型共同生活援助計画を交付すること エ 当該外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握及び外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しすべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行う必要があること。）を行うこと	○個別支援計画の原案 ○他サービスとの連携状況が分かる書類 ○サービス担当者会議の記録 ○個別支援計画（利用者または家族の署名） ○利用者に交付した記録 ○個別支援計画（利用者または家族の署名） ○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 ○モニタリング記録 ○面接記録 ○(2) から (7) に掲げる確認資料	第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
18 サービス管理責任者の責務	<p>サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>④ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
19 相談及び援助	<p>事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p>
20 介護及び家事等	<p>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(外部サービス利用型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせていないか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○サービス管理責任者の責務</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成及び①から④までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○アセスメント及びモニタリングに関する記録</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○指定生活介護事業所等との連絡調整した記録</p> <p>○他の従業者に指導及び助言した記録</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 197 条の 6</p>
<p>○介護及び家事等</p> <p>居宅介護等の利用の制限</p> <p>(3) は、外部サービス利用型指定共同生活援助は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。なお、指定重度障害者等包括支援として提供される外部サービス利用型指定共同生活援助については、この限りではない。</p>	<p>○個別支援計画</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○業務日誌等</p> <p>○勤務実績表</p> <p>○出勤簿(タイムカード)</p> <p>○従業員の資格証</p> <p>○勤務体制一覧表</p> <p>○従業者名簿</p> <p>○雇用契約書</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○サービス提供の記録</p> <p>○業務日誌等</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 198 条第 1 項</p> <p>第 2 項</p> <p>第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	いる・いない
	(3) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	いる・いない
22 緊急時等の対応	従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
23 支給決定障害者に関する市への通知	事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。	いる・いない
24 管理者の責務	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	いる・いない
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準条例第15章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○手続等の代行 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。	○適宜必要と認める資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52
	○適宜必要と認める資料	第 198 条の 2 第 1 項 第 2 項
	○適宜必要と認める資料	第 3 項
	○緊急時対応マニュアル ○ケース記録 ○事故等の対応記録	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 28 条
	○適宜必要と認める資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 89 条
	○適宜必要と認める資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 67 条第 1 項
	○適宜必要と認める資料	第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
25 運営規程	<p>事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入居定員 ④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地 ⑥ 入居に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項</p>	<p>いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○運営規程 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、①から⑪に掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 利用者の適切な事業所の選択に資するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であることを明記しておくこと。</p> <p>③ 入居定員 入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。 なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるため、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。</p> <p>④ 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</p> <p>⑤ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である。</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置事項 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など オ 条例第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること。</p>	○運営規程	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 19</p> <p>「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
26 受託居宅介護サービス事業者への委託	(1) 事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書で行っていますか。	いる・いない
	(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者ですか。	いる・いない
	(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護としていますか。	いる・いない
	(4) 事業者は、事業の開始に当たって、あらかじめ指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか。	いる・いない
	(5) 事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対して、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。	いる・いない
	(6) 事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○受託介護サービス事業者への委託 利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。 a 当該委託の範囲 b 当該委託に係る業務（「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件 c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準条例第十五章の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨 d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨 e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう d の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨 f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの c 及び e の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアの d の指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準条例第 200 条の 22 において準用する基準条例第 76 条第 2 項の規定に基づき、アの c 及び e の確認の結果の記録を 5 年間保存しなければならないこと。</p> <p style="text-align: right;">(続く)</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	平 26 条例 7 第 200 条の 20 第 1 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
26 受託介護介護サービス事業者への委託		
27 勤務体制の確保等	<p>(1) 事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) (1) の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業者の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>オ 1の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。</p> <p>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第36条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の19第1項の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を市長に提出しなければならないこと。</p> <p>ただし、平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号。）附則第3条第2項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、同令附則第5条に基づき、平成26年4月1日以降最初の指定の更新までの間は、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。</p> <p>キ 第5項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準条例第200条の22により準用される第28条の緊急時の対応、第36条の秘密保持等、第40条の事故発生時の対応及び第35条の2の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業員によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p>		
<p>○従業員の勤務体制 利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、従業員の勤務体制等について規定したものであるが、世話人及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</p> <p>また、(2)は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</p> <p>(続く)</p>	<p>○従業員の勤務表</p> <p>○個別支援計画</p> <p>○ケース記録</p> <p>○委託契約</p> <p>○業務報告</p>	<p>平26条例7 第200条の20第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 勤務体制の確保等	(4) 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	いる・いない
	(5) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 研修への参加 (4) 項は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業員の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</p> <p>○ (5) は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。</p> <p>○事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、<u>中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u></p> <p>(続く)</p>	<p>○研修計画、 ○研修実施記録</p>	<p>第4項</p> <p>第5項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
27 勤務体制の確保等		
28 業務継続計画の策定等	<p>(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 【3年間の経過措置あり】</p> <p>(2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 【3年間の経過措置あり】</p> <p>(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 <p>○事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けられるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。</p> <p>○業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第33条の2に基づき外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>○感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>○業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>○業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○業務継続計画(BCP) ・感染症 ・自然災害</p> <p>○職員の研修の記録など</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用平 24 条例 52 第 33 条の 2 第 1 項</p> <p>第 2 項</p> <p>第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 業務継続計画の策定等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>○従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>○従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</u>また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u></p> <p>○感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>○訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
29 支援体制の確保	事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。	いる・いない
30 定員の遵守	事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	いる・いない
31 非常災害対策	(1) 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てているか。	いる・いない
	(2) 上記の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示しているか。	いる・いない
	(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しているか。	いる・いない
	(4) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	いる・いない
	(5) 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。	○適宜必要と認める資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 199 条の 2
	○運営規程 ○利用者数が分かる書類 (利用者名簿等)	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 199 条の 3
○「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置すること。 ○「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせること。 ○「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。 ○(3)は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。	○非常火災時対応マニュアル (対応計画) ○運営規程 ○通報・連絡体制 ○消防用設備点検の記録	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 71 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項
	○避難訓練の記録 ○消防署への届出	第 4 項 第 5 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
32 衛生管理等	(1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 【3年間の経過措置あり】	
	① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。	いる・いない
	② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	いる・いない
	③ 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 事業者は、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(留意点)</p> <p>① 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p> <p>○ (2) に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>➢ 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。</p> <p>➢ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>➢ 感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>➢ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>➢ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など外部サービス利用型指定共同生活援助事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>また、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(続く)</p>	○衛生管理に関する書類	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 91 条 第 1 項 第 2 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
32 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➢ 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 ➢ 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止 ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・医療処置 ・行政への報告 等 ➢ 発生時における外部サービス利用型指定共同生活援助事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 <p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➢ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u> ➢ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 ➢ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➢ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所内で行うものでも差し支えなく、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の実態に応じ行うこと。 <p style="text-align: right;">（続く）</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
32 衛生管理等		
33 協力医療機関等	<p>(1) 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
34 掲示	<p>(1) 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> > 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。</u> > 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 > 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <p>○協力医療機関は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所から近距離にあることが望ましい。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 199 条の 4 第 1 項 第 2 項</p>
<p>○ (1) は、事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 <p>○ (2) 項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所内に備え付けることで同条第 1 項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p>	<p>○事業所の掲示物</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 93 条 第 1 項 第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
35 身体拘束の禁止	(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	いる・いない 非該当
	(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	いる・いない 非該当
	(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。	いる・いない
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	いる・いない
③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	いる・いない	

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○(1)、(2)は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>○(3)の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。</p> <p>○構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p>○身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会は、<u>少なくとも1年に1回は開催することが望ましい。</u> 虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</p> <p>○外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>	<p>○身体拘束等の記録</p> <p>○身体拘束適正化検討委員会の議事録等</p> <p>○身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>○身体拘束に関する職員研修記録等</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>第 2 項</p> <p>第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
35 身体拘束の禁止		
36 秘密保持等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ ②の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>○ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p>	<p>○ 従業者及び管理者の秘密保持誓約書</p> <p>○ その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）</p> <p>○ 個人情報同意書</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 36 条 第 1 項</p> <p>第 2 項</p> <p>第 3 項</p>
<p>○事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じているか。</p> <p>○従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得ているか。 なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
37 情報の提供等	(1) 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	いる・いない
38 利益供与等の禁止	(1) 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	いる・いない
	(2) 事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いる・いない
39 苦情解決	(1) 事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	いる・いない
	(3) 事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定外部サービス利用型共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	平26条例7 第200条の22準用 平24条例52 第37条第1項
	○事業者のHP画面・パンフレット	第2項
	○適宜必要と認める資料	平26条例7 第200条の22準用 平24条例52 第38条第1項
	○適宜必要と認める資料	第2項
○(1)項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物	平26条例7 第200条の22準用 平24条例52 第39条第1項
○(2)は、苦情に対し外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 また、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル	第2項 第3項
○(3)は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
39 苦情解決	(4) 事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 11 条第 2 項の規定により市長が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない
	(5) 事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、法第 48 条第 1 項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない
	(6) 事業者は、市又は市長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を市又は市長に報告しているか。	【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない
	(7) 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	【事例】 あり・なし 【ありの場合】 いる・いない
40 事故発生時の対応	(1) 事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	いる・いない
	(2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	いる・いない
	(3) 事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	賠償保険 加入・未加入 賠償の事例 あり・なし

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	第 4 項
	○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	第 5 項
	○市への報告書	第 6 項
○ (7) は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 条に規定する調査又はあっせんのできるだけ協力することとしたものである。	○運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	第 7 項
○利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定めておくことが望ましい。 ○事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 ○事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	○事故対応マニュアル ○県、市町村、家族等への報告記録 ○事故の対応記録 ○ヒヤリハットの記録	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 40 条 第 1 項
(「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）。	○再発防止の検討記録 ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料	第 2 項 第 3 項

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
41 虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 【令和4年度から義務化】</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しているか。</p> <p>② 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 （※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。）</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○虐待防止委員会の役割は、以下の3つ。 ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）</p> <p>○委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）</u>を決めておくことが必要である。 ○委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。 ○委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業員に周知徹底すること。 ○委員会は少なくとも1年に1回は開催することが必要である。</p> <p>○虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p> <p>○外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>○研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>○職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</p> <p>○第3号の<u>虐待防止のための担当者</u>については、サービス管理責任者等を配置すること。</p>	<p>○虐待防止のための対策委員会の議事録等</p> <p>○虐待防止に関する職員研修記録等</p> <p>○担当者名の分かる書類等</p>	<p>平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 40 条の 2 第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
42 会計の区分	事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	いる・いない
43 地域との連携等	事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	いる・いない
44 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	いる・いない
	(2) 事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ① 外部サービス利用型共同生活援助計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
	○収支予算書・決算書等の会計書類	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 41 条
	○適宜必要と認める資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 75 条
	○適宜必要と認める資料	平 26 条例 7 第 200 条の 22 準用 平 24 条例 52 第 76 条第 1 項
	○職員名簿 ○設備・備品台帳帳簿等の会計書類	第 2 項
	○左記①から⑥までの書類	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1 地域移行型ホーム (1) 地域移行型ホーム	<p>(経過措置)</p> <p>① 次のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第3の①の規定にかかわらず、入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業等を行うことができる。</p> <p>ア 市の区域における外部サービス利用型指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、市町村障害福祉計画において定める市の区域の外部サービス利用型指定共同生活援助の必要な量に満たない市の区域において事業を行うものであるか。</p> <p>イ 当該入所施設の入所定員又は病院の精神病床数の減少を伴うものであるか。</p> <p>② ①の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について基準条例第197条第2項から第9項まで（第200条の16において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第197条第2項中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p>	<p>【該当・非該当】</p> <p>【以下、該当の場合】</p> <p>↓</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間	地域移行型ホーム事業者は、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合、原則として2年以内とされているか。	いる・いない
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から（2）に定める期間内（原則として2年以内）に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>○ 指定共同生活援助事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、基準第200条の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第3の①参照）が、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活援助又は指定共同生活援助を行うことができる。</p> <p>(1) 指定共同生活援助又は指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。</p> <p>(2) 入所施設の定員数又は病院の精神病床数を減少を伴うものであること。この場合における具体的な取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>① 入所施設又は病院の定員1以上の削減に対し、地域移行型ホームの定員を1とする。</p> <p>② 入所施設又は病院の敷地内にある看護師寮や職員寮など、入所施設又は病院以外の建物を地域移行型ホームに転換する場合には、原則として、入所施設又は病院の定員1の削減に対し、地域移行型ホームの定員を2とする。</p> <p>③ 入所施設又は病院の敷地内にある身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（A型及びB型）、知的障害者通勤寮又は知的障害者福祉ホームを地域移行型ホームに転換する場合には、入所施設又は病院の定員削減は要さない。</p> <p>(3) 1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第200条第2項の規定にかかわらず、4人以上30人以下であること。</p>	<p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p> <p>○適宜必要と認める資料</p>	<p>平18厚令171附則第7条第1項 平18障発第1206001号</p> <p>平18厚令171附則第7条第1項第1号</p> <p>平18厚令171附則第7条第1項第2号</p> <p>平18厚令171附則第7条第2項</p> <p>平18厚令171附則第8条</p> <p>平18厚令171附則第9条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(4) 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	地域移行型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第200条の22において準用する第59条の規定を適用する場合においては同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から付則第7項に定める期間内に付則第8項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。	いる・いない
(5) 協議の場の設置	地域移行型ホーム事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 また、地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会等に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	いる・いない いる・いない
第5 変更の届出等	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○ 地域移行型ホームにおけるサービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行型ホームに入居してから2年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。 また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、入所施設又は病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。	○第4-16に課が確認資料	平18厚令171附則第10条
	○適宜必要と認める資料	平18厚令171附則第11条第1項
	○変更届(控)	法第46条第1項施行規則第34条の23

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第6 介護給付費又は 訓練等給付費の算 定及び取扱い 基本事項	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。)	いる・いない
	(2) (1)の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	いる・いない
1 外部サービス利用 型共同生活援助サー ビス費 対象者	注1 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者に対して基本サービス（基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。	いる・いない
世話人の配置が4：1 以上	注2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)については、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号の規定により置くべき世話人(以下注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
世話人の配置が5：1 以上	注3 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
別表「介護給付費等単位数表」第15 1 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき) イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 243単位 ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 198単位 ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) 170単位 ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) 114単位 ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) 272単位 ※基本報酬に係る経過措置(令3厚労告87・附則第14条) 令和3年9月30日までの間は、この告示による改正後の新介護給付費等単位数表第15の1の2の2のイからホまでについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。	平18厚告523 平18厚告539
○外部サービス利用型共同生活援助サービス費について ➤ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定する。	平18厚告523 別表第15の1の2の2の注2
	平18厚告523 別表第15の1の2の2の注3

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
世話人の配置が6:1以上	注4 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2及び注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
世話人の配置が10:1以上	注5 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、注2から注4までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない
体験利用の場合	注6 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない 非該当

チェックポイント	根拠法令
	平18厚告523 別表第15の1の2 の2の注4
	平18厚告523 別表第15の1の2 の2の注5
<p>○ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)</p> <p>(i) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。</p> <p>(ii) 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。(病院に入院している者についても同様の取扱いとする。)</p> <p>(iii) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している場合、自立生活支援加算は算定しない。</p> <p>また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、入院時支援特別加算及び長期入院時支援特別加算は算定しない。</p> <p>また、入院又は入所している者については、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算は算定しない。</p>	平18厚告523 別表第15の1の2 の2の注6

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
減算が行われる場合	注7 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たっては次の①から④までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	
人員欠如 (世話人) (サービス管理責任者)	① 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 > 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の第十一号の表の上欄に掲げる基準に該当する場合 100分の70 > 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合(サービス管理責任者は5月以上) 100分の50	いる・いない 非該当 いる・いない 非該当
個別支援計画未作成減算	② 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	いる・いない 非該当 いる・いない 非該当
大規模住居等減算	③ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の90 ④ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87	いる・いない 非該当 いる・いない 非該当
身体拘束廃止未実施減算	注8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。	いる・いない 非該当
その他	注9 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定していないか。	いる・いない 非該当

チェックポイント	根拠法令
○厚生労働大臣が定める基準及び割合 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合に該当する場合には、同表の下欄に掲げる割合を所定単位数に乗ること。	平18厚告523 別表第15の1の2の2の注7 平18厚告550・第十号
○外部サービス利用型共同生活援助サービス費について 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を算定することができる。	平18厚告523 別表第15の1の2の2の注8 平18厚告523 別表第15の1の2の2の注9

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1の3 受託居宅介護サービス費	注 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する受託居宅介護サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	いる・いない
1の4 福祉専門職員配置等加算	注1 イの福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、世話人として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 注2 ロの福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、世話人として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、サービスを行った場合において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。 注3 ハの福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、サービスを行った場合において、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。 (1) 世話人として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 (2) 世話人として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 96 単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193 単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数 ※基本報酬に係る経過措置（令3厚労告87・附則第14条） 令和3年9月30日までの間は、この告示による改正後の新介護給付費等単位数表第15の1の3のイからニまでについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。	平18厚告523 別表第15の1の3 の注
○福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10 単位 ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 7 単位 ハ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 4 単位 ➤ イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。	平18厚告523 別表第15の1の4 の注1 平18厚告523 別表第15の1の4 の注2 平18厚告523 別表第15の1の4 の注3

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</p>	<p>視覚障害者等である外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を指定障害福祉サービス基準第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>
<p>1の4の3 看護職員配置加算</p>	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の4の2の注</p>
<p>○ 看護職員配置加算 70単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 看護職員配置加算については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に定める員数に加え、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。 ➢ ただし、複数の共同生活住居を有する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。 ➢ なお、当該加算は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者に対する日常的な健康管理 イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等 ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援 エ 看護職員による常時の連絡体制の確保 オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意 ➢ 当該加算の算定対象となる外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、医療連携体制加算（医療連携体制加算(IV)を除く。）の算定対象とはならないこと。 	<p>平18厚告523 別表第15の1の4の3の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
<p>1の5 夜間支援等体制加算</p>	<p>注1 イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(夜間支援等体制)を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援等対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>注2 ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして、市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>注3 ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして、市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)又はロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>注4 ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。注5及び注6において同じ。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 夜間支援等体制加算の取扱いについて (一) イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ウ 加算の算定方法</p> <p>○ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)については 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ウ 加算の算定方法</p> <p>○ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして市長が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容 イ 常時の連絡体制の内容 ウ 加算の算定方法</p> <p>○ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ウ 加算の算定方法</p>	<p>平18厚告523 別表第15の1の5 の注1</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の5 の注2</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の5 の注3</p> <p>平18厚告523 別表第15の1の5 の注4</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1の5 夜間支援等体制加算	<p>注5 ホの夜間支援等体制加算(V)については、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、ニの夜間支援等体制加算(IV)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p> <p>注6 ヘの夜間支援等体制加算(VI)については、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、ニの夜間支援等体制加算(IV)又はホの夜間支援等体制加算(V)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
1の7 医療的ケア対応支援加算	<p>注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>いる・いない</p>

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 夜間支援等体制加算(V)について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ウ 加算の算定方法</p> <p>○ 夜間支援等体制加算(VI)について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、イの夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 ウ 加算の算定方法</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 5</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 6</p>
<p>○ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて 医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合に算定可能とする。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 7 の注 平 18 厚告 556・第 五号の 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
1の8 日中支援加算	注1 イの日中支援加算（Ⅰ）については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
	注2 ロの日中支援加算（Ⅱ）については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
2 自立生活支援加算	注 居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退去に先立って、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退去後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退去後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が、退去後に他の社会福祉施設に入所する場合には、加算しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 日中支援加算 イ 日中支援加算（Ⅰ） （1） 昼間の時間帯において、世話人が支援を行う利用者（日中支援対象利用者）が1人の場合 539単位 （2） 日中支援対象利用者が2人以上の場合 270単位	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 8 の注 1
□ 日中支援加算（Ⅱ） （1） 日中支援対象利用者が1人の場合 ① 区分4から区分6まで 539単位 ② 区分3以下 270単位 （2） 日中支援対象利用者が2人以上の場合 ① 区分4から区分6まで 270単位 ② 区分3以下 135単位	平 18 厚告 523 別表第 15 の 1 の 8 の注 2
○ 自立生活支援加算 500単位	平 18 厚告 523 別表第 15 の 2 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3 入院時支援特別加算	<p>注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の14の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(V)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○入院時特別支援加算</p> <p>イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位</p> <p>ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位</p> <p>○入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>(二) イが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。 なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>(三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、3の2の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p>	平18厚告523 別表第15の3の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
3の2 長期入院時支援 特別加算	<p>注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の14の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(V)を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	いる・いない
4 帰宅時支援加算	<p>注 利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数に応じ、所定単位数を算定しているか。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(V)を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 長期入院時支援特別加算</p> <p>ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 76 単位</p> <p>○長期入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) 長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 長期入院時支援特別加算が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。</p> <p>なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。</p> <p>また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月日以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 長期入院時支援特別加算は、3の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。</p> <p>また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月日以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p>	平 18 厚 告 523 別表第 15 の 3 の 2 の 注
<p>○ 帰宅時支援加算</p> <p>イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187 単位</p> <p>ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374 単位</p>	平 18 厚 告 523 別表第 15 の 4 の 注

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
4 帰宅時支援加算		
5 長期帰宅時支援加算	<p>注 利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日および最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）</p> <p>ただし、帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(V)を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 帰宅時支援加算については、利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であつて、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。</p> <p>(二) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 帰宅時支援加算は、3の2の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>○長期帰宅時支援加算</p> <p>ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所 25単位</p> <p>○長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 長期帰宅時支援加算については、利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であつて、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、4の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。</p>	<p>平 18 厚 告 523 別表第 15 の 5 の 注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
6 地域生活移行 個別支援特別加算	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者) に対して、特別な支援に対応した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
6の2 精神障害者地域 移行特別加算	注 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第213条の14の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、外部サービス利用型共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、6の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位	平 18 厚告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚告 551 ・ 第 十八号のイ 平 18 厚告 556 ・ 第 九号
○ 精神障害者地域移行特別加算 300 単位	平 18 厚告 523 別表第 15 の 6 の 2 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
7 医療連携体制加算	注1 イの医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	いる・いない
	注2 ロの医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	いる・いない
	注3 ハの医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。	いる・いない
	注4 ニの医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1の4の3の看護職員配置加算若しくは1の7の医療的ケア対応支援加算又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	いる・いない
	注5 ホの医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 医療連携体制加算 イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 32単位 ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 63単位 ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 125単位 ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1) 看護を受けた利用者が1人 800単位 (2) 看護を受けた利用者が2人 500単位 (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400単位 ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) 500単位 ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) 100単位 ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 39単位	平18厚告523 別表第15の7の注1
(一) 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。	平18厚告523 別表第15の7の注3
ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。	平18厚告523 別表第15の7の注4 平18厚告556・第五号の七
イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。	
ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。	
エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日付け保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知)を参照のこと。)	平18厚告523 別表第15の7の注5
(続く)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価	チェックポイント	根 拠 法 令
7 医療連携体制加算	<p>注6 への医療連携体制加算(VI)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、1の7の医療的ケア対応支援加算又はイからニまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>注7 トの医療連携体制加算(VII)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、1の4の3の看護職員配置加算又は1の7の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>(二) 医療連携体制加算(I)から(IV)について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。</p> <p>ア 医療連携体制加算(I)から(III)における取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療連携体制加算(I)から(III)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 <p>イ 医療連携体制加算(IV)における取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療連携体制加算(IV)及び(V)を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 <p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。</p> <p>○ 医療連携体制加算(VII)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して外部サービス利用型指定共同生活援助事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p> <p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。 <p>また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①急性期における医師や医療機関との連携体制 ②入院期間中における外部サービス利用型指定共同生活援助等における家賃や食料料金の取扱い <p style="text-align: right;">などが考えられる。</p>	<p>平18厚告523 別表第15の7の注6</p> <p>平18厚告523 別表第15の7の注7 平18厚告551・第七号のホ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
8 通勤者生活支援加算	注 外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
9 福祉・介護職員処遇改善加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543・第30号）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、「チェックポイント」欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、「チェックポイント」欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
<p>○ 通勤者生活支援加算 18単位</p> <p>(一) 通勤者生活支援加算については、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち、100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。</p> <p>(二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。</p>	平18厚告523 別表第15の8の注
<p>○ 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ・外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで(1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。)により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ・外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで(1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。)により算定した単位数の1000分の110に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ・外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで(1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。)により算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</p>	平18厚告523 別表第15の9の注

(参考) 主な根拠法令等

区分	略号	法令等名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日、法律第123号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日、政令第10号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日、厚生労働省令第19号）
	平18厚令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省令第171号）
告示	平18厚告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第523号）
	平18厚告539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日、厚生労働省告示第539号）
	平18厚告543	厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第543号）
	平18厚告544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日、厚生労働省告示第544号）
	平18厚告551	厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日、厚生労働省告示第551号）
	平18厚告556	厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日、厚生労働省告示第556号）
通知等	平18障発第1206001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日、障発第1206001号）
	平18障発第1206002号	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日、障発第1206002号）
	平18障発第1031001号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年1月31日、障発第1031001号）
	平17障発第1020001号	障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年1月2日、障発第1020001号）
		福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
市条例	市条例第52号	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年12月25日、条例第52号）